

歯科用金銀パラジウム合金の高騰への対応について(案)

1. 背景

- 金銀パラジウム合金を含む歯科用貴金属については、その素材である金やパラジウム等が市場価格の変動の影響を受けやすいことから、通常の2年に1度の診療報酬改定に加えて、6か月に1度の随時改定を行ってきた。
- 現行の対応だけでは歯科用貴金属の価格の乱高下に、速やかに対応できないとの指摘がある。

2. 現行の対応

- 2年に1度の診療報酬改定においては、市場実勢価格を踏まえて告示価格を決定。
- 4月、10月の随時改定において、素材価格の変動幅がその時点の告示価格の±5%を超えた場合に告示価格を改定。(診療報酬改定を除く)

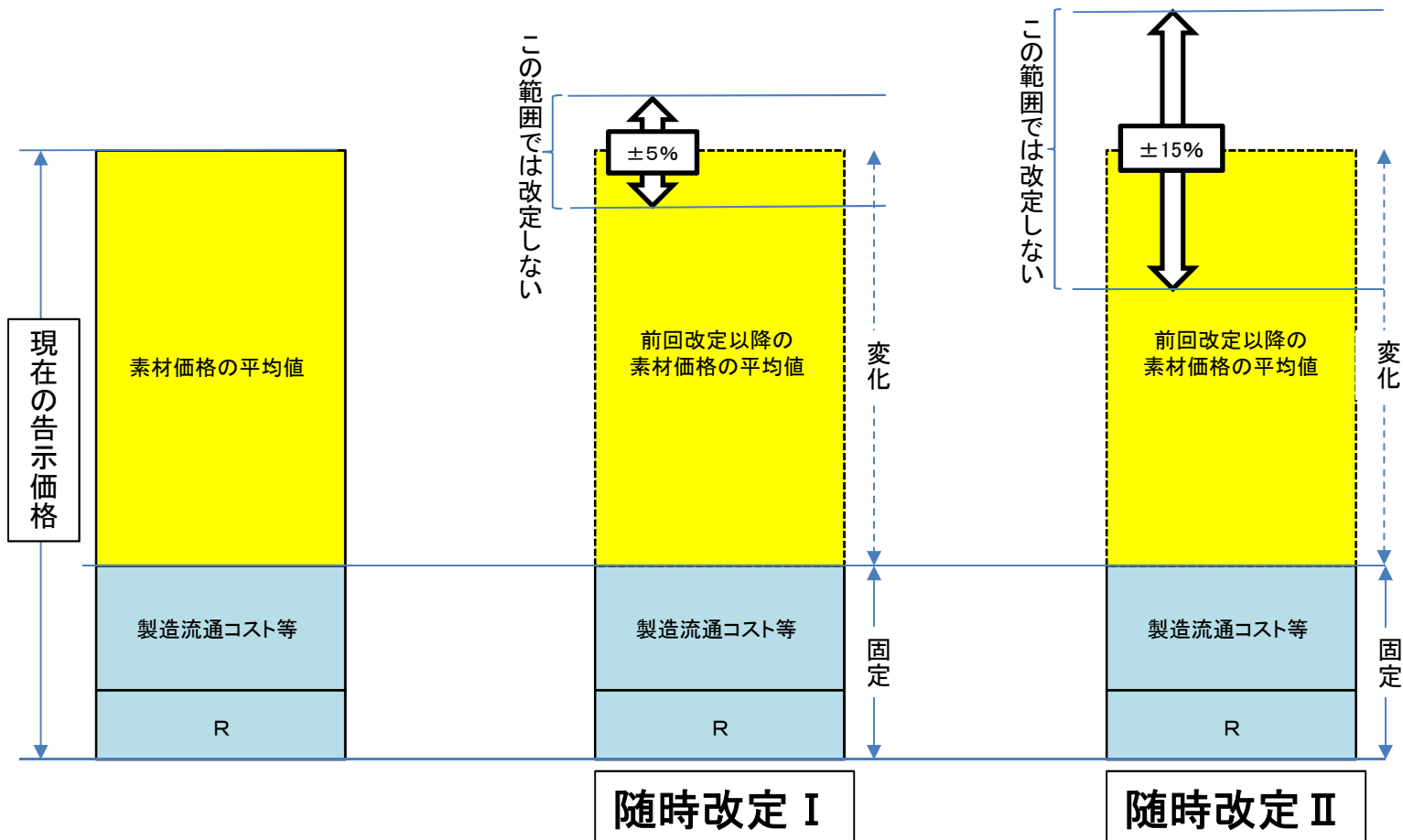
3. 対応案

- 素材価格が乱高下した場合の対応として、現行の対応に次の対応を加えることとしてはどうか。
「診療報酬改定、随時改定の3月後(7月、1月)において、素材価格の変動幅がその時点の告示価格の±15%を超えた場合に告示価格を改定する。」
- また、その名称を「随時改定Ⅱ」として、現行の「随時改定」は「随時改定Ⅰ」と名称を変更することとしてはどうか。

歯科用貴金属の随時改定Ⅰ、随時改定Ⅱについて

現在の告示価格に対して
±5%を超えた場合に
告示価格を改定

現在の告示価格に対して
±15%を超えた場合に
告示価格を改定



4月、10月に実施
(診療報酬改定を除く)

7月、1月に実施

歯科用貴金属素材価格の変動推移

